

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)

令和6年度制定

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

小規模保育事業所検査基準
(保育内容)
以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
3	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知
4	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
5	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発0214第1号通知
6	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
7	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
8	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
9	平成17年2月22日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
10	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発0120001号通知

	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
11	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	27福保子保第3650号
12	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知
13	平成30年6月8日子少発0608第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	子少発0608第1号
14	昭和57年7月2日57福児母第353号「保育所における事故防止について」	都第353号通知
15	平成29年11月20日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子保第912号
16	平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	26福保子保第2984号
17	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
18	平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
19	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
20	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
21	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
22	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知

	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
23	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
24	令和2年1月21日、厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
25	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
26	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
27	平成9年6月30日児企第16号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」	児企第16号通知
28	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
29	昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」	児発第470号通知
30	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
31	平成9年8月8日社援施第117号「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」	平成9年社援施117号通知
32	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
33	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
34	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法

	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
35	平成15年5月1日規則第153号「健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
36	昭和28年10月20日条例第111号「食品製造業等取締条例」	食品製造業等取締条例
37	昭和28年11月1日規則第183号「食品製造業等取締条例施行規則」	食品製造業等取締条例施行規則
38	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
39	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知
40	平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」	児発第86号通知
41	平成22年6月1日雇児発0601第4号「保育所における食事の提供について」	雇児発0601第4号通知
42	平成31年2月28日子発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
43	平成31年2月28日子発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知

	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	子・子法
2	平成26年10月23日条例第25号「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区条例
3	平成26年10月23日条例第26号「江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区家庭的条例
4	平成27年4月1日27江こ計第782号「江東区小規模保育事業認可等事務取扱要綱」	区小規模事務取扱要綱
5	平成30年2月27日29江こ計第1065号「保育施設等における睡眠中の事故防止対応策の徹底について(依頼)」	29江こ計第1065号通知
6	平成31年1月29日30江こ計第1026号「保育施設等における事故の報告について」	30江こ計第1026号通知
7	平成30年2月27日29江こ計第1064号「園外保育における安全対策の実施について(依頼)」	29江こ計第1064号通知
8	31江こ計第160号令和元年5月10日「散歩及び戸外活動における安全確保の徹底」について	31江こ計第160号通知
9	令和3年2月5日2江こ計第1043号「保育施設等におけるアレルギー疾患対応について」	2江こ計第1043号通知
10	「江東区の保育所におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	江東区アレルギー対応マニュアル

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況					
(1) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	小規模保育事業所は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、利用乳幼児一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。 一人一人の利用乳幼児が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。	1 利用乳幼児一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 区家庭的条例第5条第1項、第13条 (2) 保育所保育指針 第1章1(1)ア、エ(5)ア、 第1章2(2)イ(ア)②、③	(1) 利用乳幼児一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。	C
イ 不適切保育予防対策の状況	1 不適切保育が行われないよう、児童の人権について研修を行ったり、自己評価の中で日々の保育を振り返るようにすること。 2 不適切保育が行われた時には、区への報告を行うこと。 3 不適切保育が行われないよう、職員の心身の健康を図ること。	1 児童の人権尊重などの研修を行って行っているか。また、自己評価などを行っているか。 2 報告が適切にされているか。職員が相談・通報できる窓口を設置しているか。また、区が設置している窓口を職員に周知しているか。 3 定期的な職員のヒアリングや健康診断などを行っているか。	(1) 保育所保育指針 第1章(5)ア (2) 保育所保育指針 第5章①③④ (1) 5江こ計第211号 (1) 保育所保育指針第5章②	(1) 人権に関する研修を行っていない。 (2) 人権に関して、日々の保育の振り返りや自己評価を行っていない。 (1) 区への報告を行っていない。 (2) 区にある相談・通報窓口の職員周知をしていない。 (1) 職員の心身の健康状態を把握していない。	B B B A A
ウ 虐待等の行為	小規模保育事業所は、次に掲げる行為その他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の利用乳幼児による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての業務を著しく怠ること。 ④ 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 区条例第25条 (3) 区家庭的条例第12条 (4) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (5) 保育所保育指針 第1章1(1)ア、エ(5)ア	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 養護に関する基本的事項	(理念) 保育における養護とは、利用乳幼児の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、小規模保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。小規模保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) 児発第471号通知別紙1－2(2)第1－1〔保育所〕(3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(3) 全体的な計画の構成	小規模保育事業所は、保育所保育指針第1章1(2)に示された保育の目標を達成するために、各小規模保育事業所の保育の方針や目標に基づき、利用乳幼児の発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、小規模保育事業所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、利用乳幼児や家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、利用乳幼児の育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。また、保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各小規模保育事業所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ (2) 児発第471号通知別紙1－2(2)第1－1〔保育所〕(3)	(1) 全体的な計画を作成していない。 (2) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(4) 指導計画 ア 指導計画の作成	1 小規模保育事業所は、全体的な計画に基づき、基本的な保育が適切に展開されるよう、利用乳幼児の生活や発達を見通した年、期、月などの長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な利用乳幼児の日々の生活に即した週又は日などの短期的な指導計画を作成しなければならない。 2 指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、利用乳幼児一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 ① 3歳未満児については、一人一人の利用乳幼児の成育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個人的な計画を作成すること。 ② 指導計画においては、当該小規模保育事業所の生活における利用乳幼児の発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、利用乳幼児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、利用乳幼児の生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、利用乳幼児が主体的に活動できるようにすること。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。 1 指導計画の内容は十分か。 2 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。 3 個別的な指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (1) 保育所保育指針第1章3(2)イ、ウ (2) 児発第 471通知別紙1－2(2)第1－1〔保育所〕(3)	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (1) 短期的な指導計画を作成していない。 (1) 指導計画の内容が不十分である。 (1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。 (1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	C C B B B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 指導計画の展開	3 一日のリズムや在園時間が異なる利用乳幼児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図れるように配慮すること。 4 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は利用乳幼児の発達の状況や個人によって差があることから、一律としないよう配慮すること。 5 長時間にわたる保育については、利用乳幼児の発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。 6 障害のある利用乳幼児の保育については、一人一人の利用乳幼児の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある利用乳幼児が他の利用乳幼児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、利用乳幼児の状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど、適切な対応を図ること。	4 午睡等の適切な休息をとっているか。 5 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。 6 障害のある利用乳幼児の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 区家庭的条例第5条第6項 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ)③ 第1章2(2)イ(イ)④ 第1章3(2)オ (1) 保育所保育指針第1章3(2)カ (1) 保育所保育指針 第1章3(2)キ 第3章2(2)ウ 第4章2(2)イ (1) 保育所保育指針 第1章3(3)ア、イ、ウ	(1) 午睡等の適切な休息を全くとっていない。 (2) 休息のために適切な環境を確保していない。 (1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (1) 障害のある利用乳幼児の保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある利用乳幼児の保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。 (1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	C B B B B B B
	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 利用乳幼児が行う具体的な活動は、生活の中で様々な変化することに留意して、利用乳幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 利用乳幼児の主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、利用乳幼児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。			

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 保育の内容の自己評価	2 保育士等は、利用乳幼児の実態や状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善をはかっているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ(5)イ	(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B
	3 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。保育の実施を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	3 保育日誌を作成しているか。 4 保育日誌の記録は十分か。 0・1歳児は個人別記録も作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 区家庭的条例第19条	(1) 保育日誌を作成していない。 (2) 保育日誌の記録が不十分である。	C B
	1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 保育士等による事故評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 利用乳幼児の活動内容やその結果だけでなく、利用乳幼児の心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分に配慮すること。 ② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合いを通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、小規模保育事業所の全体の保育の内容に関する認識を深めること。	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア(5)	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B
	2 小規模保育事業所は、自らその行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。小規模保育事業所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 小規模保育事業所の自己評価を行うに当たっては、地域の実情や当該施設の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該小規模保育事業所の保育の内容等の改善を図ること。 参考:保育所における自己評価ガイドライン(令和2年3月厚生労働省)	2 小規模保育事業所としての自己評価を行い、公表しているか。	(1) 区条例45条 (2) 区家庭的条例第5条第3項 (3) 保育所保育指針第1章3(4)イ(5)第5章1(2)	(1) 小規模保育事業所としての自己評価を行っていない。 (2) 小規模保育事業所としての自己評価を公表していない。	C B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間 及び開所日数	小規模保育事業所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、理由なく休所することは許されない。保育を必要とする利用乳幼児がいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。 休所又は一部休所(施設としては開所しているが、一部の利用乳幼児を休ませている場合をいう。)の理由とは、 (1)感染症の疾患 (2)非常災害の発生 (3)「警戒宣言」の発令などである。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。	(1) 児童福祉法第39条 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(1) (3) 区家庭的条例第24条	(1) 小規模保育事業所の都合で保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3) 8時間の開所時間を確保していない。 (4) 全部又は一部休所している。 (5) 家庭保育を依頼している。	C C C C B
イ 保育士等の配置 (小規模保育事業所A型)	1 小規模保育事業所A型の職員は「江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条第2項に定める計算式により算定した数に1を加えた数以上の保育士を配置すること。ただし、開所時間(延長含む)を通じて常時2人を下回ってはならず、保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置くこと。 なお、開所直後及び閉所直前の時間帯等で、利用乳幼児が3人以下となる場合については、2人以上の職員を配置し、そのうち1人以上を保育士(児童福祉法第18第1項の登録を受けた者)とすること。 2 常勤の保育士(児童福祉法第18第1項の登録を受けた者又は区家庭的条例第29条第3項に定める者に限る。)が各組又は各グループに1人以上(乳児を含む組又はグループに係る区家庭的条例第29条第2項の規定により算出された保育士の定数が2人以上の場合は2人以上)配置されていること。	1 保育士を適正に配置しているか。 2 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上配置されているか。	(1) 区家庭的条例第29条第2項、附則第6条 (2) 区家庭の事務取扱要綱第5条 (1) 区家庭の事務取扱要綱第5条	(1) 保育士を常時2人以上配置していない。 (2) その他不適正な事項がある。 (1) 常勤の保育士を各組や各グループに1人以上(場合により2人以上)配置していない。 (2) 組又はグループ編成が適切に行われていない。	C B C C
(小規模保育事業所B型)	1 小規模保育事業所B型の職員は「江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第31条第2項に定める計算式により算定した数に1を加えた数とし、そのうち半数以上は保育士及び保育従事者を配置すること。ただし、開所時間を通じて保育士及び保育従事者の配置は、常時2人を下回ってはならない。 なお、開所直後及び閉所直前の時間帯等で、利用乳幼児が3人以下となる場合については、2人以上の職員を配置することとし、そのうち1人以上を保育士(児童福祉法第18条第1項の登録を受けた者)又は保育従事者とする	1 保育士又は保育従事者を適正に配置しているか。	(1) 区家庭的条例第31条第2項 (2) 区家庭の事務取扱要綱第6条	(1) 保育士又は保育従事者を常時2人以上配置していない。 (2) その他不適正な事項がある。	C B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 整備すべき帳簿	2 常勤の保育士(児童福祉法第18第1項の登録を受けた者又は区家庭的条例第31条第3項に定める者に限る。)が各組又は各グループに1人以上(乳児を含む組又はグループに係る区家庭的条例第29条第2項の規定により算出された保育士の定数が2人以上の場合は2人以上)配置されていること。	2 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上配置されているか。	(1) 区家庭的事務取扱要綱第6条	(1) 常勤の保育士を各組や各グループに1人以上(場合により2人以上)配置していない。	C
	1 利用乳幼児の出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。	1 出欠簿を作成しているか。	(1) 区家庭的条例第19条	(1) 出欠簿を作成していない。	C
	2 児童票には、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。	2 児童票を作成しているか。	(1) 区家庭的条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 児童票を作成していない。	C
				(2) 児童票の記録が不十分である。	B
(8) 保護者との連絡	保護者と常に密接な連携を図るとともに、当該施設全体の方針や取組みについて、周知するよう努めること。利用乳幼児の様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解を図るよう努めること。 当該小規模保育事業所に入所している利用乳幼児の保護者に対する支援は、利用乳幼児の保育との密接な関連の中で、利用乳幼児の送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用して行うこと。なお、3歳未満児については、園で用意した連絡帳を備える必要がある。	1 保護者との連絡は十分か。	(1) 区家庭的条例第26条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)第2章1(3)、第3章1(3)、4(2)ウ、第4章2(1) (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)	(1) 保護者との連絡体制ができていない。	C
				(2) 保護者との連絡が不十分である。	B
				(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	B
2 健康・安全の状況	小規模保育事業所の保育において、利用乳幼児の健康及び安全の確保は、利用乳幼児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の利用乳幼児の健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、小規模保育事業所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。	なし確認	(1) 保育所保育指針第3章	なし確認	
(1) 保健計画	利用乳幼児の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の利用乳幼児の健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成し、一人一人の利用乳幼児の健康の保持及び増進に努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成し、一人一人の利用乳幼児の健康の保持及び増進に努めていない。	B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 児童健康診断	1 小規模保育事業所は、入所した利用乳幼児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 利用乳幼児の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者がこどもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	1 健康診断を適切に行っているか。 2 健康診断の記録を作成しているか。 3 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 区条例第41条 (2) 区家庭的条例第17条第1項～第3項 (3) 学校保健安全法第11条、第13条、第17条 (4) 学校保健安全法施行令 (5) 学校保健安全法施行規則 (6) 保育所保育指針第3章1(2)イ (7) 児発284号 (1) 区条例第49条第項(2) (2) 区家庭的条例第17条第2項 (3) 保育所保育指針第3章1(2) (1) 区家庭的条例第26条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回行っていない。 (3) 実施時期・方法が不適切である。 (1) 利用乳幼児の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C C B C B C B
(3) 健康状態の把握	1 一人一人の利用乳幼児の平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて利用乳幼児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や障害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を活かした対応を図ること。 2 利用乳幼児の心身の状態に応じて保育するために、利用乳幼児の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	1 日々の健康状態を観察しているか。 2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。 3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (1) 区家庭的条例第26条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ (1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	C B C B B
(4) 虐待等への対応	利用乳幼児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに区又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見に努めているか。	(1) 区家庭的条例第12条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (3) 児童福祉法第25条 (4) 保育所保育指針第3章1(1)ウ (5) 子発0228第2号通知 (6) 子発0228第3号通知	(1) 児童虐待の早期発見に努めていない。 (2) 適切に対応していない。 (3) 関係機関との連携が図られていない。	C C C
(5) 疾病等への対応	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、利用乳幼児の状態等に応じて保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や利用乳幼児のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を活かした対応を図ること。	1 急な体調不良等への対処を適切に行っていない。	(1) 区家庭的条例第14条、第26条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 急な体調不良等への対処を適切に行っていない。	C

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 乳幼児突然死症候群の 予防	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防の観点から、医学上の理由を除いてうつ伏せ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の利用乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を遵守すること。	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止対策を講じているか。 ・仰向けに寝かせているか。 ・利用乳幼児の顔色、呼吸の状態を観察しているか。 ・保育室内は禁煙となっているか。 2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ第3章3(2)ア、イ (2) 児発第471号通知別紙1ー2(2)第1ー1〔共通事項〕(2) (3) 27福保子保第3650号 (4) 29江こ計第1065号通知	(1) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策が不十分である。 (1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B C B
(7) 感染症への対応	感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、利用乳幼児、職員ともに手洗いの徹底を図ること。使用するタオル等は、他人と共有しないこと。 参考:保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省) 感染症やその他の疾病の発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を活かした対応を図ること。	1 感染症の予防対策を講じているか。 ・タオル、コップ等を共有していないか。 2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 ・再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。 4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。	(1) 区家庭的条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3) (3) 雇児発第0222001号通知 (1) 区家庭的条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3) (3) 雇児発第0222001号通知 (1) 雇児発第0222001号通知	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。 (1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。 (1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。 (1) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。	C B B C B B
(8) 利用乳幼児の安全確保	1 保育中の事故防止のために、利用乳幼児の心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底しているか。 ・散歩中の経路について、危険箇所等の点検を行っているか。	1 利用乳幼児の事故防止に配慮しているか。 2 損害賠償保険に加入しているか。 3 損害賠償保険の内容が適切か。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ第1章2(2)ア(イ)②、第3章3(2) (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第0620第1号	(1) 利用乳幼児の事故防止に配慮していない。 (2) 利用乳幼児の事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) 損害賠償保険に加入していない。 (1) 損害賠償保険の内容が不適切である。	C B B B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 園外保育実施時の置き去り、迷子等の事故防止のための対策を講じること。 ・園外保育時に携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・園外保育時に複数の保育士が対応しているか。 ・園児確認カードを作成し、適宜こどもの人数を確認しているか。 参考:「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府)	1 園外保育時の事故防止策がとられているか。 2 園児確認カードを作成し、適宜こどもの人数を確認しているか。	(1) 29江こ計第1064号通知(別紙1、2、3、4) (2) 保育所保育指針第3章 (3) 子供を交通事故から守るための協力依頼について (4) 31江こ計第160号通知	(1) 園外保育時の事故防止策がとられていない。 (1) 園児確認カードを作成していない。 (2) 園児確認カードを使用しての人数確認方法が不十分である。	B B B
	3 事故により傷害等が発生した場合には、利用乳幼児の状態等に応じて保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や利用乳幼児のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。	1 事故が発生した場合に適切に対応に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 区条例第50条 (3) 区条例第49条第2項(5) (4) 区家庭的条例第19条 (5) 26福保子保第2984号	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B
	4 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。 ① 死亡事故 ② 治療に要する期間が30日以上、の負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ③ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ④ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑤ その他、利用乳幼児の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	1 事故対象となる事故を区に速やかに報告しているか。	(1) 府政共生96号 (2) 26福保子保第2984号 (3) 29江こ計第1066号通知	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	5 利用乳幼児の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	1 利用乳幼児の登降園は保護者等が行っているか。	(1) 区条例第3条第1項 (2) 雇児総発第402号通知別添2－1	(1) 利用乳幼児の登降園を責任ある人以外の人が行っている。 (2) その他不適切な事項がある。	B B
3 食事の提供の状況	食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 小規模保育事業所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、利用乳幼児が生活と遊びの中で、意欲を持って食に関する体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合うことにも成長していくことを期待するものである。 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、利用乳幼児や保護者等に対する献立の提示等に関する情報の提供や、食事づくり等、食に関する体験の機会の提供を行うとともに、「食育」の実践に努めること。利用乳幼児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、利用乳幼児と調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などはこどもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。 参考:「保育所における食事の提供ガイドライン」、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)		(1) 区家庭的条例第15条 (2) 保育所保育指針 第3章2 (3) 雇児発0331第1号通知 (4) 食育基本法 (5) 雇児保発第0329001号通知		
(1) 食育の計画	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めること。 栄養士が配置されている場合は、専門性を活かした対応を図ること。 作成にあたっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。	1 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけているか。	(1) 区家庭的条例第15条 (2) 保育所保育指針 第3章2(1)ウ (3) 雇児保発第0329001号通知	(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけていない。	B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	1 食事の提供にあたっては、利用乳幼児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てること。 食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、事業所等や利用乳幼児の特性に応じた適切な活用を図ること。 2 利用乳幼児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「栄養給与量」という。)の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる利用乳幼児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。 3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に管理者等を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。	1 食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。 2 給与栄養量の目標を設定しているか。 3 定期的に管理者等を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。	(1) 区家庭的条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準 (1) 区家庭的条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (1) 子母発0331第1号通知	(1) 食事摂取基準を活用した食事計画を策定していない。 (1) 給与栄養量の目標を設定していない。 (1) 定期的に管理者等を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。	B B B
イ 献立の作成	当該小規模保育事業所において、利用乳幼児に食事を提供するにあたっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。 献立作成にあたっては、利用乳幼児の食に関する嗜好や体験が広がりつつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多様・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。 献立作成にあたっては、利用乳幼児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。 日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、利用乳幼児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供をすること。 例示 ・1歳未満、1歳以上児の区分がある。 ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。	1 献立表を適切に作成しているか。	(1) 区家庭的条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 献立表を作成していない。 (2) 予定献立の記載が不十分である。 (3) 責任者の関与がない。 (4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (6) 既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所にみられる。 (7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	C B B C B B B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 給食材料の用意、保管	献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々の食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手続き)受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。 原料食品の購入にあたっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。	1 給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 区家庭の条例第15条、第19条 (2) 児発第471号通知別紙1ー2(2)第1ー1〔共通事項〕(3) (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援第65号通知 (5) 社援第97号通知	(1) 正当な理由なく、献立に従って食品を購入していない。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。 (3) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (4) 発注にあたって責任者の関与がない。 (5) 食品材料の検収を全く行っていない。 (6) 在庫食品の受払を把握していない。又は不十分である。	C C B B C B
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。	(1) 区家庭の条例第15条 (1) 児発第471号通知別紙1ー2(2)第1ー1〔共通事項〕	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記録内容が不十分である。	C C B
イ 利用乳幼児の状況に応じた配慮	1 一人一人の利用乳幼児の生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事がとれるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある利用乳幼児など、一人一人の利用乳幼児の心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。 栄養士が配置されている場合は、専門性を活かした対応を図ること。 2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に利用乳幼児の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 乳児の食事は、職員間で連携を図り、一人一人の状態に応じて丁寧に行うこと。授乳・離乳食(初期・中期・後期・完了期)の時期に応じた進め方を目安とする。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を活かした対応を図ること。 3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、こどもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。 参考:「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)	1 利用乳幼児の状況に応じた配慮をしているか。 2 3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 区家庭の条例第15条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第3章2(2)ウ (1) 児発第471号通知別紙1ー2(2)第1ー1〔共通事項〕(5) (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③第2章1(2)ア(ウ)②第2章1(3)ウ第2章2(2)ア(イ)②④第2章2(1)ア(ウ)②④ (3) 子発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 利用乳幼児の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 利用乳幼児の状況に応じた配慮が不十分である。 (1) 3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B C B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	3 利用乳幼児の健康と安全の向上に資する視点から、利用乳幼児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する利用乳幼児の生活がより一層、安心・安全なものとなるよう、誤配及び誤食等の発生予防に努めること。 利用乳幼児自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。	3 食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。	(1) 保育所保育指針 第3章1(3)ウ、2(2)ウ	(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギー対策が不十分である。	C B
	4 アレルギー対応は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省)」に基づいて作成した「江東区の保育所におけるアレルギー対応マニュアル」の趣旨を理解し、具体的な対応方法や取組みの共有認識を深め、保護者や関係機関と連携して組織的に対応しなければならない。 参考:「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック(東京都福祉保健局)」、「江東区の保育所におけるアレルギー疾患対応マニュアル」(江東区)	1 保育所生活管理指導表を使用して対応しているか。 2 アレルギー児個々の状況や職員間の連携の取り方、日々の配膳方法などを共通理解する為の会議等を設けているか。 3 保護者と連携を図っているか。 4 誤食、誤配を防止するための対策が適切になされているか。	(1) 2江こ計第1043号通知 (2) 「江東区の保育所におけるアレルギーマニュアル」 (3) 保育所保育指針第3章	(1) 保育所生活管理指導表を使用して対応していない。 (1) アレルギー対応について、共通理解が持てる為の会議等をもうけていない。 (1) 保護者との連携が不十分である。 (1) 誤食、誤配を防止するための対策が適切になされていない。	B B B B
	食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。	1 施設の都合で食事を中止していないか。	(1) 区家庭の条例第15条 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④、第3章2(1)イ (3) 子母発0331第1号通知	(1) 食事の提供を中止している。 (2) 間食を提供していない。 (3) その他不適切な事項がある。	C B B
	(4) 衛生管理 ア 検便 食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、小規模保育事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便結果には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また、必要に応じ10月から3月にはノロウィルスの検査を含めることが望ましい。	1 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様に行っているか。) ・検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 区家庭の条例第17条 (2) 雇児総発第36号通知 (3) 社援施第65号通知 (4) 社援第97号通知 (5) 児発第470号通知 (6) 雇児発第0120001号通知 (7) 労働安全衛生規則第47条	(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等) (3) 検査結果を適切に保管していない。	C B C

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。 管理者等の責任者は、調理従事者及び調乳担当者の健康状態及び調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認するとともに、記録を保管すること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。 2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 雇児総発第36号通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 児企第16号通知 (1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 都条例第5条 (6) 都条例第12条 (7) 雇児総発第36号通知 (8) 児発第669号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指の傷・化膿創等) (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。 (1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	C B C B C
ウ 食中毒事故対策	1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛り付け時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。 食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 小規模保育事業所内外の適切な環境の維持に努めるとともに、利用乳幼児及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。 2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。 3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。 2 検食を適切に行っているか。 3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 区家庭的条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章3(1) (3) 社援施第97号通知 (4) 雇児発第0120001号通知 (5) 児発第471号通知別紙1－2(2)第1－1〔共通事項〕(6) (1) 雇児総発0307001号通知 (1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 雇児発第0222001号通知 (4) 児企第26号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。 (1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。 (1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B C B B C B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 給食供給者の届出等 ※該当施設のみ ア 給食供給者の届出	4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品は、食事提供後48時間以上冷凍保存すること。ただし、48時間目が日曜日又は休日に当たる場合は、72時間以上とする。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。 なお、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒の原因の調査をより円滑かつ確実に実施するため、小規模保育事業所で提供する全ての食品(既製品を含む。)について、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存することが望ましい。	4 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 平成8年社援施第117通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知 (4) 児企第16号通知 (5) 食品製造業等取締条例第6条	(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B
	給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始した日から10日以内に、知事に届け出なければならない。給食供給者とは、学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する者をいう。 ただし、健康増進法に基づき、特定給食施設(継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)の開始届をすでに提出している事業所等については、再び届け出る必要はない。	1 給食供給者の届出をだしているか。	(1) 健康増進法第20条 (2) 食品製造業等取締条例第5条の6 (3) 食品製造業取締条例施行規則第7条の3第2項	(1) 給食供給者の届出をしていない。	B
	イ 食品衛生責任者の選任 1 給食供給者は、施設ごとに自ら食品衛生責任者となるか、又は当該小規模保育事業所における従事者のうちから食品衛生責任者1名を定めて置かなければならない。 食品衛生責任者は、栄養士、調子師又は食品衛生責任者のための講習会の受講修了者等に該当し、常時、施設、食品の取扱い等を管理できる者のうちから選任されなければならない。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B B

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 調理業務委託	調理業務については、小規模保育事業所が責任を持って行えるよう、小規模保育事業所の職員により行われることが原則であり、望ましい。 しかしながら、小規模保育事業所の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、事業所職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 調理業務を委託する場合は、当該小規模保育事業所や保健所、区の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど、栄養面での配慮をするほか、児発第86号通知を遵守すること。 また、契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。 ① 受託業者に対して、小規模保育事業所側から必要な資料の提出を求めることができること。 ② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと小規模保育事業所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても小規模保育事業所において契約を解除できること。 ③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 ④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため小規模保育事業所に損害を与えた場合は、受託業者は小規模保育事業所に対し損害賠償を行うこと。 ⑤ 小規模保育事業所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食食材を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 ⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該事業について相当の経験を有するものであること。 ⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 ⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。	1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	(1) 児発第86号通知 (2) 児発第471号通知別紙1－2(2)第1－1〔共通事項〕(7)	(1) 調理業務委託契約書を作成していない。 (2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。 (3) 食事の質が確保されていない。 (4) 小規模保育事業所内の調理室を使用して調理していない。 (5) 栄養面での配慮がなされていない。 (6) 小規模保育事業所が行う業務を行っていない。 (7) 小規模保育事業所が行う業務が不十分である。 (8) その他児発第86号通知に違反している事項がある。	C C C C C C B C

小規模保育事業所検査基準 (保育内容)	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 食事の外部搬入	小規模保育事業所は、入所者に食事を提供するときは、当該小規模保育事業所内で調理する方法により行うことが原則である。 しかしながら、各号に掲げる要件を満たす施設においては、当該施設に入所している児童に対する食事を当該小規模保育事業所外で調理、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該小規模保育事業所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 各号に掲げる要件は、次のとおりである。 (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該小規模保育事業所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (2) 当外小規模保育事業所又はその他の施設、保健所、区の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	1 食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っているか。	(1) 区家庭的条例第15条、16条 (2) 雇児発0601号第4号通知	(1) 要件を満たさずに、利用乳幼児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。	C

小規模保育事業所検査基準 (運営管理)

令和6年度制定

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	江東区小規模保育事業認可等事務取扱要綱	区小規模事務取扱要綱
2	江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	区条例
3	江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	区家庭的条例
4	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
5	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
6	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
7	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
8	平成14年3月19日13福総監第917号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて(指針)」	13福総監第917号
9	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	児発第575号通知
10	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム労働法
11	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	雇児発第488号通知
12	平成28年8月2日雇児発0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇児発0802第3号
13	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
14	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
15	平成21年12月28日雇児発第1228第2号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇児発第1228第2号
16	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
17	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
18	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
19	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」	労働安全衛生法施行令
20	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
21	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
22	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
23	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
24	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」	東京都震災対策条例
25	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
26	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
27	昭和58年12月17日社施第121号通知「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第121号通知
28	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
29	平成28年9月15日雇児総発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	雇児総発0915第1号通知

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況 (1) 認可定員の遵守	1. 定員 小規模保育事業A型及びB型にあつては、6人以上19人以下とする。 年齢ごとの定員は、クラス年齢が上がるたびに、同人数かそれ以上とする。 2. 定員の弾力化 小規模保育事業所は、クラス年齢ごとの定員の範囲内で乳児又は幼児を受け入れるものとする。移行園については、移行した年度に限り、既に利用している乳幼児の継続利用について、区長が認める場合は、この限りでない。 3. 緊急一時保育の実施 小規模保育事業所は、「江東区私立保育所等緊急一時保育実施要綱」に規定する緊急一時保育及び「江東区私立保育所障害児加算認定要綱」に基づき認定された障害児加算の対象となる乳幼児の処遇向上を図るために行う事業を実施すること。ただし、空き定員を利用した保育の実施は認めないものとする。	1 認可定員は遵守されているか。 2 許可なく定員の弾力化及び定員調整をしていないか。 3 空き定員を利用した一時保育の実施は認められていないが、実施していないか。	(1)区小規模事務取扱要綱第3条第1項 (2)区条例第37条第1項 (3)区小規模事務取扱要綱第3条2項 (4)区小規模事務取扱要綱第12条	入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 入所児童数が認可定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 空き定員を利用した一時保育を行っている	C B C
2 認可内容の変更 (1) 届出	建物の規模構造及び使用区分並びに屋外遊技場、定員、代表者、管理者並びに調理業務の委託内容を変更しようとするときは、事前に区長と協議のうえ、変更しようとする日の30日前までに区長に届け出るものとする。 ただし、法人の代表者を変更した場合は、理事会の決議のあった時点で、速やかに内容変更届を提出するものとする。	1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1)区小規模事務取扱要綱第16条・17条	認可内容の変更を届け出していない	C
3 運営及び組織 (1) 利用者の人権擁護、虐待の禁止	小規模保育事業所は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分等、又は入所に要する費用負担によって差別的な取扱いをしてはならない。 また、職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。	(1)区家庭の条例第11条 (2)労働基準法第3条	国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 個人情報保護	福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならず、サービスの提供に当たっては、利用者の意向を十分に尊重するよう努めなければならない。	1 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。	(1)社会福祉法第3条、第5条	利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めていない	C
	小規模保育事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	(1)区家庭的条例第12条 (2)児童福祉法第33条の10 (3)児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第3条	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない	C
	管理者は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第15条～第31条 (2)東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)第27条 (3)平成25年3月29日雇児発0329第2号、社援発0329第5号「福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインについて」 (4)保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ	適切な措置を講じていない	B
(3) 秘密保持	福祉関係事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ①利用目的をできる限り特定すること。 ②個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第15条～第31条 (2)東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)第27条 (3)平成25年3月29日雇児発0329第2号、社援発0329第5号「福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインについて」 (4)保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ	適切な措置を講じていない	B
	家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 また、家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1)区家庭的条例第20条第1項、第2項	必要な措置を講じていない 必要な措置が不十分である	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 苦情解決	小規模保育事業所は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録しなければならない。 社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。	(1)区家庭の条例第21条1項 (2)社会福祉法第82条 (3)児発第575号通知 (4)13福総監第917号	苦情解決の仕組みを整備していない 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない 第三者委員を設置していない 対応が不十分である 利用者への周知が行われていない 利用者への周知が不十分である	C C B B C B
(5) サービスの質の評価	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 小規模保育事業所は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。	(1)区家庭の条例 第5条第3項、第4項 (2)区条例 第45条第1項、第2項 (3)社会福祉法第78条 (4)平成26年4月1日雇児発第0401第12号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」 (5)平成24年9月7日24福保指指第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)について(通知)」	サービス評価等、サービスの質の向上のための取組を行っていない 取組が不十分である	C B
(6) 保育所運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。	1 保育所運営規程を適切に定めているか。	(1)区家庭の条例第18条 (2)区条例第46条 (3)区小規模事務取扱要綱第15(3)ア	保育所運営規程等を定めていない 内容が不十分である	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	【必須規程事項】 ①事業の目的、運営の方針 ②提供する小規模保育事業所の内容 ③職員の職種、員数、職務の内容 ④保育の提供を行う日・時間、並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、理由、額 ⑥乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(子ども・子育て支援法) ⑦小規模保育事業所の利用開始・終了に関する事項、並びに小規模保育事業所の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪小規模保育事業所の運営に関する重要事項				
(7) 業務日誌	小規模保育事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 (例 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等) 業務日誌は、施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。施設長が日々の施設運営上重要と認めることを記録してあるか。	1 業務(園)日誌を適切に作成しているか	(1)区家庭的条例第19条	業務(園)日誌が未作成である 記録、保管が不十分である	B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 職員会議	職員会議を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。 施設運営の良否は、施設長の意思決定とリーダーシップによることが大であるが、全職員が一体となって運営に協力してはじめてサービスの向上を図ることができる。そこで施設長は職員を招集して、施設の運営方針及びその内容等を十分協議し、民主的運営を図る必要がある。 職員会議の実施内容は、全体職員会議（各担当部門の代表者参加による場合も含む。）、保育カリキュラム会議、給食（献立）会議、事務連絡会議等多様である。職員会議の開催時間は、基本的には施設側の判断に委ねられる。 記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。	1 職員会議の開催方法等は適切か。 2 会議録を作成しているか 3 会議録には、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容（結果だけでなく意見等も含む）等が記録されているか	(1)区小規模事務取扱要綱第8条 (2)保育所保育指針第1章3(5)イ	職員会議の参加者等が不適切である 単なる情報伝達の間となっており、職員の意見が出やすいような配慮をしていない 欠席者等へ周知していない 会議録を作成していない	B B B B
(9) 就業規則	1. 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。 2. 職員10人以上の施設にあつては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 就業規則は労働者の代表に意見を聞き、その意見書を付して所轄労働基準監督署に届出なければならない。	1 就業規則を整備しているか。 1 就業規則を届けているか 2 内容変更があった場合、変更の届出を行っているか。	(1)区小規模事務取扱要綱第15条(3)イ (2)労働基準法第89条 (1)労働基準法第32条～41条、第89条、第90条	就業規則を作成していない 労働基準監督署に届けていない	B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3. 就業規則に記載すべき事項 (1)絶対的必要記載事項(就業規則に必ず記載しなければならない事項) ①労働時間に関する事項 →始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。)並びに交代制の場合は就業時転換。 ②賃金に関する事項 →賃金の決定、計算、支払い方法、賃金の締め切り及び支払の時期並びに昇給。 ③退職に関する事項 →退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法 (2)相対的必要記載事項(当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項) ①退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ②臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④安全及び衛生に関する事項 ⑤職業訓練に関する事項 ⑥災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度 ⑧上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項 2. 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する必要がある。	1 有給休暇の付与日数は労働基準法で定められた日数であるか。 2 勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。 3 高年齢者雇用安定法改正(H25.4.1施行)に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか(経過措置有)。 1 非常勤職員就業規則を整備しているか(就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合)	(1)労働基準法第89条 (1)区小規模事務取扱要綱 第15条(3)イ (2)パートタイム・有期雇用労働法第7条 (3)平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」	必要記載事項を規定していない 就業規則の内容が不適正である 就業規則と現状に差異がある 非常勤就業規則を作成していない	B B B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
※給与規程	1. 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。	1 給与規程を整備しているか	(1)区小規模事務取扱要綱第15条(3)イ (2)労働基準法第89条、第90条	給与規程を整備していない	B
		2 労働基準監督署へ届け出ているか。		労働基準監督署に届け出していない	B
	2. 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。	1 給与規程の内容は適正であるか	(1)労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条	給与規程の内容が不適正である	B
		2 給与規程と実態に差異はないか		給与規程と実態に差異がある	B
	3. 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	1 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか	(1)労働基準法第15条、第89条 (2)雇児発第488号通知5(3)オ	給与及び諸手当の支給基準が明確でない	B
※育児休業規程等	4. 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1)パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条	正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B
	(1)育児休業とは、1歳(一定の条件下で2歳)に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月月に達するまで1年間以内の休業が可能。	1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合)	(1)労働基準法第89条、第90条 (2)基発第712号通知 (3)育児・介護休業法第10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条 (4)雇児発第0802第3号	育児休業に関する規程を整備していない	B
				育児休業に関する規程の内容に不備がある	B
				労働基準監督署に届出していない	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるよう努めなければならない。 (2)勤務時間の短縮等の措置 ①3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合のうち、労働時間の短縮措置を講じることが困難な業務に従事する労働者については、以下のいずれかの措置を講じなければならない。 ・育児休業の制度に準ずる措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ②所定時間外労働をさせない制度 3歳までの子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて、労働させてはならない (3)時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りではない。(制限時間1月24時間、1年150時間)	1 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか	(1)育児・介護休業法第10条、第16条の8、第17条、第19条、第23条、第24条	育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。 法に定める短時間勤務の措置を実施していない。 法に定める所定外労働時間の免除を行っていない。 時間外労働の制限について、適切に実施していない	B B B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
※介護休業規程等	(4)子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）休暇を取得できる。看護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。	子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1)育児・介護休業法第16条の2～第16条の4	子の看護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	(1)介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。	介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)	(1)労働基準法第89条、第90条 (2)育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3)雇児発第0802第3号	介護休業に関する規程を整備していない	B
	ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・その他合理的理由がある場合			介護休業に関する規程の内容に不備がある	B
	介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるよう努めなければならない。			労働基準監督署に届け出していない	B
	1. 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日まで（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日）、介護のために休暇を取得することができる。介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。	1 介護休暇制度について、適切に実施しているか	(1)育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	介護休暇制度について、適切に実施していない	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
※旅費	2 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	2 労働者の配置について、配慮しているか	(1)育児・介護休業法第26条	労働者の配置について、配慮していない	B
	勤務時間の短縮等の措置 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ① 短時間勤務制度 ② フレックスタイム制 ③ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ④ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準する制度	1 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか	(1)育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条	介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない	B
	時間外労働の制限 要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間)	2 時間外労働の制限について、適切に実施しているか		時間外労働の制限について、適切に実施していない	B
	職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費(実費及び手当)を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか。また、規程と実態に差異はないか(実費以外を支給している場合)	(1)労働基準法第89条	旅費に関する規程を整備していない 旅費に関する規程が内容不備又は規程内容と実態に差異がある	B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 36協定	時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、代表者がいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。(時間外及び休日に労働させる場合)	(1)労働基準法第36条	36協定を締結していない 労働基準監督署に届け出していない 協定内容と現状に差異がある	B B B
(11) 24協定	賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	1 24協定を適切に締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合)	(1)労働基準法第24条	24協定を締結していない 協定内容、手続きが不適切である	B B
(12) その他	変形労働時間制 (1)1ヶ月以内 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2)1か月超1年以内 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (3)フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。 職員への周知 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。	1 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか	(1)労働基準法第32条の2、第32条の4 (1)労働基準法第106条 (2)育児・介護休業法第21条の2	変形労働時間制(1か月以内)に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 変形労働時間制(1か月超1年以内)に関する協定を締結していない。 フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 労働基準監督署に届け出していない。 職員に周知していない。又は不十分である。	B B B B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 職員の状況 (1)職員配置・資格保有	賃金の支払 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込により支払うことができる。なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。	口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか	(1)労働基準法施行規則第7条の2	個人の同意を得ていない	B
	職員 A型 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託するA型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するA型にあつては、調理員を置かないことができる B型 小規模保育事業B型には、保育士、保育に従事する職員として区長が行う研修を修了した者(保育従事者)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託するB型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するB型にあつては、調理員を置かないことができる。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1)区家庭的条例第29条 (2)区家庭的条例第31条	職員配置が適正に行われていない	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 A型・B型 (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 保育士の数の算定に当たっては、当該A型・B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。		(1)区家庭的条例第29条第2項 (2)区家庭的条例第29条第3項 (3)区家庭的条例第31条第2項 (4)区家庭的条例第31条第3項		
	短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員の導入 保育に直接従事する者は、子供を長時間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とするが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、都条例上の定数の一部に短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てても差し支えない。 ただし、次の要件を満たすこと (1) 常勤保育士が各組又は各グループに1人以上(乳幼児を含む組又はグループに係る条例第29条第2項の規定により算出された保育士の定数が2人以上の場合は、2人以上)配置されていること。 (2) 常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の者を充てる場合の勤務時間数の合計が、常勤保育士を配置する場合の勤務時間数と同じこと。	常勤の定義 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、下記のすべてを満たす者 (1)期間の定めのない労働契約(1年以上の労働契約を含む)を結んでいる者。 (2)労働条件通知書等で明示された就業場所が当該保育所であること。 (3)勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。	(1)区小規模事務取扱要綱 第5条第1項		

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	施設長、保育士及び嘱託医等については、それぞれの資格を有していなければならない。 1.A型の職員 常勤の保育士 2. B型の職員 職員配置基準より求めた数の、半数以上は保育士とする。 残りの保育従事者は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」(平成27年6月3日雇児保発0603第1号)に規定する研修を修了している者とする。 設備運営基準第31条第1項の「市町村が行う研修」については次のとおりとすること。 ①子育て支援員基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育)) ②家庭的保育者基礎研修 ③旧小規模要綱に基づき実施された②と同等の研修 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。 管理者 1. 小規模保育事業所の管理者に就任する者は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、保育士の配置基準とは別に配置され、常時その事業所の運営管理の業務に専従する者(複数の施設を兼務する者を除く。)で、有給のものであることとする。 2. 児童福祉事業(児童福祉施設、幼稚園又は小学校、市区町村において児童福祉に関する事務を取り扱う部局又は特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業に移行した施設若しくは移行前の認可外保育施設、東京都認証保育所等において行う児童福祉に関する事業をいう。以下同じ。)について熱意があり、小規模保育事業所を適切に運営できる者であって、次の各号のいずれかの要件を満たしているものとする。 (1)児童福祉事業に2年以上従事した者 (2)保育士の資格を有し、児童福祉事業に1年以上従事した者	1 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか 1 管理者は要件を満たしているか	(1)区小規模事務取扱要綱第5条 (2)区小規模事務取扱要綱第6条 (3)設備及び運営に関する基準に定める職員の要件(雇児保発0603第1号) 「2 小規模保育事業に係る職員の要件」 (1)児童福祉法第18条の23 (1)区小規模事務取扱要綱第10条第1項 (2)区小規模事務取扱要綱第10条第2項	資格を要する職種に有資格者が勤務していない 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している 管理者が要件を満たしていない	C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2)採用	1. 事業主は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	(1)均等法第5条	募集及び採用について、性別かわりなく均等な取扱いをしていない	B
	2. 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。	2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか	(1)区小規模事務取扱要綱第15条(1)カ (2)労働基準法第15条第1項 (3)労働基準法施行規則第5条	採用時に労働条件の明示がない	B
	①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む) (必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。)			採用時に労働条件の明示が不十分である。	B
	3. 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 ＜パートタイム労働法上の明示事項＞ 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 H25.4.1以後に開始する有期労働契約を通算5年を超えて更新した場合は、申込みにより無期労働契約へ転換することが必要。	非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示しているか。	(1)パートタイム・有期雇用労働法第6条 (2)短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号)第2条	非常勤職員に労働条件の明示がない 非常勤職員に労働条件の明示が不十分である	B B
(3)資格証明書・履歴書・労働者名簿	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。	1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか	(1)区小規模事務取扱要綱第15条(1)ウ	資格職種の資格証明書を整備していない	C
	(1)資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等)			一部職員の資格証明書を整備していない	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4)勤務に関する帳簿等	(2)履歴書	2 履歴書を整備しているか	(1)区小規模事務取扱要綱 第15条(1)イ	履歴書を整備していない	B
	(3)労働者名簿 ＜記載事項＞ ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類(常時30人未満の場合不要) ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその理由 ⑨死亡年月日及びその原因等	3 労働者名簿は全職員分を整備しているか	(1)労働基準法第107条、109条 (2)労働基準法施行規則 第53条、第56条	労働者名簿を整備していない	B
	施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること	4 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1)労働基準法第32条～第41条	勤務体制が労働基準法上、適正でない	B
	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張(外出)に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの 等	5 勤務関連帳簿を整備しているか	(1)区条例第49条 (2)区家庭的条例第19条 (3)労働基準法第109条 (4)労働安全衛生法第66条の8の3 (5)労働安全衛生規則第52条の7の3	勤務に関する帳簿を整備していない 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある	C B
	※均等な待遇の確保	事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。	(1)均等法第6条～第9条	性別による差別的な取扱いをしている	B
	事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	(1)均等法第12条、第13条	保健指導を受けるための時間を確保していない 勤務の軽減等必要な措置を講じていない	B B
	事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	2 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか	(1)均等法第9条、第11条の3、 第11条の4 (2)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第2号)第2条の2	妊娠・出産に関するハラスメントの防止措置を行っていない	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<事業主の防止措置の対象となる行為事例> (1)解雇等を示唆する行為 ・契約の更新をしない ・不利益な配置変更 ・人事考課における不利益な評価 等 (2)請求権等の行使を阻害される行為 ・妊婦検診のための休暇請求に対し、休日に行くよう指示される 等 (3)その他就業環境を害する行為 ・仕事をさせない ・嫌がらせ発言 等	3 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか	(1)育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7	育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない	B
(5) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。 2 手当の不払い、規程にない手当の支払い等	(1)労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条 (2)経理等通知1(2) (3)経理等取扱通知3	(1)本俸・諸手当を規程どおり支給していない (2)初任給を規程どおり決定していない (3)昇給及び昇格を規程どおり行っていない (4)適正な給与水準となっていない	B B B B
(6) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっており、原則として保育所は社会保険に加入の義務がある。	1 社会保険への加入は適正か。	(1)健康保険法(大正11年法律第70号)第3条 (2)健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条 (3)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項 (4)厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第15条 (5)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条 (6)雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条 (7)労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項	健康保険、厚生年金等のいずれかの保険に未加入である 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる	B B
(7) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。		(1)労働基準法第108条、第109条 (2)労働基準法施行規則第54条、55条、56条	賃金台帳を整備していない	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 健康管理	小規模保育事業所の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断) 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。 なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施すること。	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1)区家庭の条例第17条第4項 (2)労働安全衛生法 第66条、第66条の10 (3)労働安全衛生規則 第43条～第45条、 第52条の9～21	健康診断が未実施である 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる 健康診断の未受診者がいる 健康診断の実施方法が不適切である	C C B B
	健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。	2 結果の記録を作成・保存しているか	(1)労働安全衛生規則第51条	健康診断実施記録の整備が不十分である	B
6 職員研修	小規模保育事業所の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。 施設は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。 ・職員に対し、系統的、効果的な研修計画が立てられていること。 ・施設内研修 ・施設外研修 ・職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。	1 研修の機会を確保しているか	(1)区家庭の条例第9条 (2)区小規模事務取扱要綱 第8条(1) (3)保育所保育指針 第5章3(1)(2)、4(1)～(3) (4)社会福祉法第90条 (5)平成19年8月28日厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第3－2②③	研修を実施していない 研修の実施が不十分である 研修の機会が公平に与えられていない 研修計画が適切に立てられていない	C B B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	研修終了後、報告をさせ、不参加の職員にも研修内容を周知させること。 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	2 研修の成果を活用しているか		研修の成果を活用していない	B
※セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること(セクシュアル・ハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものである。	1 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。 2 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか	(1)均等法第11条、第15条 (2)平成18年度厚生労働省告示第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」	セクシュアル・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない	B
※パワーハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為(パワーハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。	パワーハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか(令和2年6月1日施行)。	(1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の2 (2) 令和2年厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	パワーハラスメントの防止や必要な対策を講じていない	B
7 管理者の責務	1. 管理者は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など施設長としての職責を十分果たす必要がある。 2. 管理者は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。 また、保育士等の自己評価及び保育所の自己評価等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。 3. 管理者は職務に専念する必要があるが、同一敷地内においても専任が望ましいものである。 保育所の管理者は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、保育士の配置基準とは別に配置され、常時その事業所の運営管理の業務に専従する者(複数の施設を兼務する者を除く)で、有給のものであること。従って、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、保育所長としての職務を行っていない者は管理者に該当しない。	1 管理者はその職責を果たしているか 2 管理者は専任となっているか	(1)区小規模事務取扱要綱第10条 (2)保育所保育指針第5章2 (1)区小規模事務取扱要綱第10条	運営管理上問題が生じている 運営管理上問題が生じている(軽微な場合) 他施設等の職員を兼務している(同一敷地内を除く) 常時保育所の運営管理の業務に専従していない。 管理者としての勤務実態が不明確である。	C B C C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
8 建物設備等の管理					
(1) 構造設備	1. 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、区家庭的条例及びその他の法令を満たす必要がある。	1 構造設備が基準を満たしているか。	(1)区小規模事務取扱要綱第4条 (2)区小規模事務取扱要綱第15条	構造・設備が基準を満たしていない	C
	2. 建物設備等の内容変更により、区家庭的条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、当該区市町村長を経由して内容変更の届出をする必要がある。 また、面積が増加する場合には区要綱に則り事前に区長と協議のうえ、変更しようとする30日前までに区長へ届出をする必要がある。 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておく	2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。また、変更する場合、届出をしているか。	(1)区小規模事務取扱要綱第16、17条	建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。	C
				認可内容と現状に相違がある。	B
				認可内容の変更を届け出していない	B
(2) 基準面積	規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ・乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(有効面積)以上。 ・保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡(有効面積)以上。 ・屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。	1 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか	(1)区家庭的条例第28条 (2)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(雇児発0905第2号)	基準面積が不足している	C
(3) 医薬品の整備	小規模保育事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか	(1)区家庭的条例第14条3項	必要な医薬品等の整備・管理が不十分である	B
(4) 用具・備品	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えなければならない。	1 保育に必要な用具が備えられているか	(1) 区家庭的条例第28条 (2)保育所保育指針第1章1(4)	用具等が備えられていない	C
				用具等の備えが不十分である	B
(5) 危険防止	小規模保育事業所の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか	(1)区小規模事務取扱要綱第4条 (2)区家庭的条例第5条第6項	構造設備に危険な箇所がある	C
				備品が損傷して危険である	C
				危険物が放置されている	C
				構造設備その他にやや危険な箇所がある	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6)採光・換気	施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。	2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か	(1)区小規模事務取扱要綱第4条 (2)区家庭の条例第5条第6項	採光・換気等が悪い	C
(7)衛生面	小規模保育事業所は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 保育室、便所等設備が清潔であるか 2 施設内の用具の衛生に配慮しているか	(1)区家庭の条例第14条 (2)東京都受動喫煙防止条例(平成30年東京都条例第75条)	衛生上、著しく問題がある 衛生管理が不十分である 衛生上、著しく問題がある 衛生管理が不十分である	C B C B
※建物点検 (該当する場合のみ)	建築基準法上、定期検査が必要な施設については、特殊建築物定期検査、建築設備定期検査を実施しなければならない。	1 必要な検査を実施しているか	(1)建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第12条第1項～第4項	建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない	B
9 災害対策の状況 (1)防災性能	小規模保育事業のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか	(1)区家庭の条例第28条(7)ク (2)消防法第8条の3 (3)消防法施行令第4条の3 (4)消防法施行規則第4条の3 (5)社施第107号通知	カーテン、絨毯等が防災性能を有していない	C
※防火管理者 (該当する場合のみ)	(1)選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。 (2)資格 消防法施行令に規定する資格が必要である	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。	(1)消防法第8条 (2)消防法施行令第3条 (3)消防法施行規則第3条の2	防火管理者を選任していない 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない 防火管理者の届出をしていない	B B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 <業務内容> ①消防計画の作成 ②消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥収容人員の管理 ⑦その他防火管理上必要な業務	防火管理者の業務を適切に行っているか	(1)消防法施行令第3条の2 (2)消防法施行規則第3条	防火管理者としての業務が適切に行われていない	B
※消防計画 (該当する場合のみ)	1. 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。 (2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。	1 消防計画を作成しているか	(1)消防法第8条 (2)消防法施行令第3条の2 (3)消防法施行規則第3条	消防計画を作成していない	C
				消防計画の内容に不備がある	B
				消防計画を届出していない	C
				変更の届出をしていない	B
※避難確保計画 (該当する場合のみ)	2. 事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。	1 事業所防災計画が定められているか	(1)区家庭の条例第7条第1項 (2)東京都震災対策条例第10条等 (3)東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号) (4)社施第5号通知 (5)消防庁告示第2号	事業所防災計画を作成していない	C
				事業所防災計画の内容に不備がある	B
				避難確保計画を作成していない	C
				避難確保計画を区市町村長に報告していない	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 消防署立ち入り検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること		(1) 消防法第4条	消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない	B
				消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である	B
(3) 非常災害等に対する計画	小規模保育事業所は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	1 緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成しているか	(1) 区家庭の条例第7条第1項	マニュアルを作成していない	B
	児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。	1 業務継続計画を策定し、定期的に見直しを行っているか。	(1) 区家庭の条例第7条 (2) 区家庭の条例第14条第2項	業務継続計画の策定または定期的な見直しを行っていない。	A
	児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知すると主に、必要な研修及び訓練を定期的を実施するように努めなければならない。	2 定期的に研修・訓練を実施しているか。		業務継続計画について研修・訓練を実施していない。	
	児童福祉施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するように努めなければならない。	3 定期的に研修・訓練を実施しているか。		感染症及び食中毒の予防等について研修・訓練を実施していない。	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 避難・消火訓練	非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。小規模保育事業所は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。 ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引取訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 ・図上訓練(実地訓練なし)、不審者対応訓練は、非常災害に係る避難訓練には含まない。 ・消火器具の点検は、消火訓練に含まない。初期消火訓練(消火の体勢をとる実地訓練)が必須。 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しなければならない。	1 毎月1回以上、避難訓練と消火訓練の両方を行っているか(直近1年分を確認) 2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を行っているか 3 地震想定訓練を実施しているか 4 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。	(1)区家庭の条例第7項第2項 (2)消防法施行令第3条の2第2項 (3)保育所保育指針第3章4(3)イ、ウ (4)社施第5号通知 (5)社施第59号通知 (6)社施第121号通知 (7)水防法第15条の3第5項 (8)土砂災害防止法第8条の2第5項	毎月避難及び消火訓練を実施していない 実施方法が不適切である 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない 地震想定訓練を実施していない 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない	C B B B B
(5) 訓練記録	実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。 なお、原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を区市町村長に報告しなければならない。	1 避難及び消火訓練の記録が整備されているか 1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区市町村長に報告しているか	(1)消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2)火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項 (1)水防法第15条の3第5項 (2)土砂災害防止法第8条の2第5項	訓練記録が整備されていない 訓練記録が不十分である 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない 区市町村長に報告していない	B B B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
※消防設備点検 (該当する場合のみ)	小規模保育事業所においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。 消防法第17条に基づき、消防用設備等を設置することが義務づけられている防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、その設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務がある。 消防法で必要な消防設備が設置されている場合には、建物の規模に関わらず、点検・報告が必要となる。	1 消防設備の定期点検を年2回以上実施し、そのうち1回は点検報告を消防署に報告しているか 2 点検の結果、不良箇所があった場合、修理等が行われているか	(1)消防法第17条の3の3	消防用設備等の点検及び報告をしていない 点検後の不良箇所を改善を行っていない	B B
(6) 児童の安全対策	法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。 外部からの不審者等の侵入防止・その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。	安全対策について、必要な措置を講じているか ①日常の安全管理と緊急時の安全確保のための措置をしているか ②不審者等の進入防止、救命救急訓練、その他重大事故等の防止のための措置や訓練などを行っているか ③職員間、関係機関・地域との連携を図っているか	(1)保育所保育指針第3章3(2)第3章4(1)、(2)、(3) (2)雇児総発第402号通知 (3)道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第74条の3 (4)道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第9条の9、10	安全対策について、必要な措置を講じていない。 安全対策について、必要な措置が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7)安全計画を策定していない	1 安全計画 保育所は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する保育所外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。策定した安全計画について保育所は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者等に対し、保育所での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。	安全計画を策定しているか 安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施しているか。	都条例第20条の3	安全計画を策定していない	C
(8)安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。	保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者等に対し、保育所での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。	保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。		安全計画に定める研修及び訓練を実施していない	C
(9)送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。	保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。			保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容について周知していない	C
(10)安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	2 自動車を運行する場合の所在の確認 保育所は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編) ※安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで(可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい。) なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。 法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。 外部からの不審者等の侵入防止・その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。	「送迎用バスの置き去り帽子を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っている 1 日常の安全管理と緊急時の安全確保のための措置をしているか	都条例第20条の4第2項 (1)保育所保育指針第3章3(2) (2)雇児総発第402号通知1、2	送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。	C
				安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	例 ・職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる ・施設設備面の安全確保を図り、点検する ・関係機関や地域との連携を図る 1 安全計画 保育所は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する保育所外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。 策定した安全計画について保育所は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者等に対し、保育所での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。 保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 2 自動車を運行する場合の所在の確認 保育所は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編) ※安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで(可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい。)なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。				
10 その他	小規模保育事業者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営についての重要事項に関する規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 利用申込者に対し、重要事項を記した文書の交付及び同意を得ているか。 2 利用申込者からの申し出がないのに、電磁的方法により提供していない	(1)区条例第38条	重要事項を記した文書の交付及び同意を得ていない 利用申込者からの申し出がないのに重要事項を記した文書を電磁的方法で提供している	C B
(1)重要事項の同意					

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2)重要事項を見やすい場所に掲示・インターネット上に公開していない。	小規模保育事業者は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 重要事項を見やすい場所に掲示しているか。 2 重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。	(1)区条例第23条 (2)区条例第50条	重要事項を見やすい場所に掲示していない。 重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。	B B
(3)利用申込者が不正な行為によって支給を受け、又は受けようとしたときに区への通知をしていない。	小規模保育事業者は、小規模保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該地域型保育給付費の支給に係る区に通知しなければならない。	1 遅滞なく区へ通知しているか。	(1)区条例第19条 (2)区条例第50条	区への通知を行っていない。	B
(4)特定教育・保育の内容に関する情報の提供が（未実施・不十分）である。	小規模保育施設は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子供に係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 情報の提供を行っているか。	(1)区条例第28条第1項 (2)区条例第50条	情報の提供を行っていない。	C
(5)特定教育・保育施設に関する広告が虚偽又は誇大なものである。	小規模保育施設は、当該特定地域型保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 広告は虚偽又は誇大なものになっていないか。	(1)区条例第28条第2項 (2)区条例第50条	広告が虚偽又は誇大なものになっている。	B
(6)地域との交流に（努めていない・不十分である）。	小規模保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	(1)区条例第31条 (2)児童福祉法第48条の4第1項	地域との交流に努めていない。	B

小規模保育事業所検査基準 (会計経理)

検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指摘」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、改善状況報告書又は改善計画書の提出を求めることができる。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上の為の「助言指導」を行なう。

会 計 編

【目次】

1. 利用者負担
2. 補助金の請求
3. 公定価格の請求
4. 記録の整備

【凡例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成26年10月23日江東区条例25号「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	江条例
2	平成29年4月21日保育計画課・保育課通知「認可保育所における実費徴収について」	実費徴収通知
3	昭和49年6月13日「江東区私立保育所補助要綱」	江私要綱
4	昭和55年3月21日「江東区私立保育所扶助要綱」	江私扶要綱
5	平成28年8月23日府子本醍571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」	留意事項通知
6	平成29年1月4日保育計画課・保育課通知「月極延長保育料の徴収について」	月極延長保育料通知

項目	基本的考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
1 利用者負担 (1) 上乗せ徴収	小規模保育事業所は、特定教育・保育の提供にあたって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 *ただし、平成30年度について区は認めていない。	1 上乗せ徴収を行なっていないか。	(1) 江条例第43条第3項 (2) 江子発第1268号通知	(1) 区との協議による承認を得ず、上乗せ徴収を行なっている。	C
(2) 実費徴収	小規模保育事業所は、公定価格及び区運営補助によって賄われない費用についてのみ、実費徴収を行うことができる。ただし、通常保育に必要なものに係る費用は施設が負担すること。また、基本的に「購入する・しないを選択出来ないもの」についても、実費徴収は認めない。 実費徴収する場合には、原則として文書による保護者の同意を必要とする。文書による同意が困難場合については口頭による同意でも構わない。	1 当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面により明らかにしているか。 2 保護者の同意を得た上で実施しているか。 3 保護者に負担を求めることができないものについて、実費徴収をしていないか。 4 実費徴収額は適正であるか。	(1) 江条例第43条第4項 (2) 実費徴収通知 (3) 「月極延長保育料の徴収について」	(1) 金銭の支払いを求める理由について、書面により明らかにしていない。 (1) 保護者の同意を得ずに実施している。 (1) 保護者に負担を求めることができないものについて、実費徴収をしている。 (1) 実費徴収額が適正でない。	C C C C
(3) 領収書の発行	小規模保育事業所は、前各項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った保護者に対し交付しなければならない。	1 領収書を交付していない。	(1) 江条例第43条第5項	(1) 領収書を発行していない。	C
2 補助金の請求	区の加算分についての補助金を不正に請求してはならない。	1 補助金の請求が適正であるか。 2 委託費の請求が適正であるか。	(1) 江私要綱 (2) 江私扶要綱	(1) 補助金の請求が不適正である。 (2) 補助金の請求に不備がある。	C B
3 公定価格の請求	公定価格の請求を適正に行わなければならない。		(1) 留意事項通知	(1) 委託費の請求が不適正である。 (2) 委託費の請求に不備がある。	C B
4 記録の整備	小規模保育事業所は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。(現金出納簿、徴収簿等)	1 会計等の諸記録を整備しているか。	(1) 江条例49条第1項	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。 (2) 職員、設備及び会計に関する諸記録の整備が不十分である。	C B